

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「金融機関」、「預金等」、「預金者等」、「銀行持株会社等」、「銀行等」、「優先株式等」、「優先株式」、「劣後特約付社債」、「優先出資」、「株式等」、「優先株式等の引受け等」又は「株式等の引受け等」とは、預金保険法（以下「法」という。）（第二条に規定する金融機関、預金等、預金者等、銀行持株会社等、銀行等、優先株式等、優先株式、劣後特約付社債、優先出資、株式等、優先株式等の引受け等又は株式等の引受け等をいう。）</p> <p>(削る)</p> <p>第一条の四 (略)</p> <p>(劣後特約付金銭消費貸借)</p> <p>第一条の四 (略)</p> <p>(財務内容の健全性の確保等のための方策)</p> <p>第十三条 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「金融機関」、「預金等」、「預金者等」、「銀行持株会社等」又は「株式等」とは、預金保険法（以下「法」という。）（第一条に規定する金融機関、預金等、預金者等、銀行持株会社等又は株式等をいう。）</p> <p>(優先株式、劣後特約付社債に準ずるもの)</p> <p>第一条の四 法第二条第六項に規定する政令で定めるものは、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資とする。</p> <p>(劣後特約付金銭消費貸借)</p> <p>第一条の五 (略)</p> <p>(財務内容の健全性の確保等のための方策)</p> <p>第十三条 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。</p>

一 (略)

二 機構が法第六十四条第一項の規定に基づいて取得する優先株式等(当該優先株式等が優先株式である場合にあつては当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)及び機構が当該決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

三 (略)

(資金援助に係る取得優先株式等)

第十三条の二 法第六十四条の二第五項(法第六十八条の二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める株式等は、次に掲げる株式等とする。

一 機構が法第六十四条第一項の規定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式等(当該優先株式等が優先株式

一 (略)

二 優先株式等の引受け等(法第二条第八項に規定する優先株式等の引受け等をいう。)に係る優先株式等及び借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

三 (略)

(新設)

である場合にあっては当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）

二 機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。)となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式(当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。)

三 機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社の分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の営業(法第三十七条第三項に規定する信用金庫等)第三十五条第三項において「信用金庫等」という。)にあつては、事業(以下同じ。)の全部又は一部



が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。ただし、前二号に掲げる株式等を除く。）

（業務の継続の承認申請）

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

一 （略）

二 法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び営業の譲受け又は付保預金移転（法第二条第十一条に規定する付保預金移転をいう。）の日における当該契約の総額を記載した書面

三 （略）

四 （略）

（資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策）

第十四条の二 法第六十八条の二第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 機構が法第六十八条の二第一項の承認を受けた株式交換等（同

（業務の継続の承認申請）

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

一 （略）

二 法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び営業（法第三十七条第三項に規定する信用金庫等（第三十五条第三項において、信用金庫等」という。）にあつては、事業）の譲受け又は付保預金移転（法第二条第十一条に規定する付保預金移転をいう。）の日における当該契約の総額を記載した書面

三 （略）

四 （略）

（新設）

項に規定する株式交換等をいう。)により割当てを受けた法第六十四条の二第五項に規定する取得優先株式等である株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。)につき利益をもつてする消却に対応することができる財源を確保するための方策

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策)

第十四条の三 法第六十八条の三第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 機構が法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成(同項に規定する組織再編成をいう。以下この号において同じ。)により割当てを受けた法第六十四条の二第五項に規定する取得優先株式等である株式等(当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当

(新設)

該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)及び機構が当該承認を受けた組織再編成の後において保有する取得貸付債権(同項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融機関等を債務者とするものに限る。)に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(追加資金援助に係る財務内容の健全性の確保のための方策の規定の準用)

第十四条の四 第十三条の規定は、法第六十九条第四項において法第六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条第二号中「法第六十四条第一項」とあるのは、「法第六十九条第四項において準用する法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

(追加資金援助に係る取得優先株式等の規定の準用)

第十四条の五 第十三条の二の規定は、法第六十九条第四項において法第六十四条の二第五項(法第六十八条の二第五項及び第六十八条

(新設)

(新設)

の三第五項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条の二第一号から第三号までの規定中「法第六十四条第一項」とあるのは、「法第六十九条第四項において準用する法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

（追加資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第十四条の六 第十四条の二の規定は、法第六十九条第四項において法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四条の二第二号中「法第六十八条の二第一項」とあるのは「法第六十九条第四項において準用する法第六十八条の二第一項」と、「法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第六十九条第四項において準用する法第六十四条の二第五項」と読み替えるものとする。

（追加資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用）

第十四条の七 第十四条の三の規定は、法第六十九条第四項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十四条の三第一号中「法第六十八条の三第一項」とあるのは「法第六十九条第四項において準用する法第六十八条の三第一項」と、「法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第六

（新設）

（新設）

十九条第四項において準用する法第六十四条の二第五項」と読み替えるものとする。

(金融機関が行う資金決済に係る取引)

第十四条の八 (略)

(金融業を営むもの)

第十四条の九 (略)

(金融機関が負担する債務)

第十四条の十 (略)

(資本減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二十三条 法第八十九条〔法第六十二条の規定により準用する場合を含む。〕に規定する政令で定める債権者は、定期積金の積金者、掛金の掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者及び保護預り契約に係る債権者その他の銀行等の業務に係る多数人を相手方とする定型契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるものとする。

(再承継金融機関等に対する資金援助に係る財務内容の健全性の確保のための方策の規定の準用)

第二十四条の二 第十三条の規定は、法第一百一条第七項において法第

(金融機関が行う資金決済に係る取引)

第十四条の二 (略)

(金融業を営むもの)

第十四条の三 (略)

(金融機関が負担する債務)

第十四条の四 (略)

(資本減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二十三条 法第八十九条に規定する政令で定める債権者は、定期積金の積金者、掛金の掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者及び保護預り契約に係る債権者その他の銀行等〔法第二十五条第五号に規定する銀行等をいう。〕の業務に係る多数人を相手方とする定型契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるものとする。

(新設)

六十四条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条第二号中「法第六十四条第一項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

(再承継金融機関等に対する資金援助に係る取得優先株式等の規定の準用)

第二十四条の三 第十三条の二の規定は、法第一百一条第七項において法第六十四条の二第五項（法第六十八条の二第五項及び第六十八条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十三条の二第一号から第三号までの規定中「法第六十四条第一項」とあるのは、「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

(再承継金融機関等に対する株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

第二十四条の四 第十四条の二の規定は、法第一百一条第七項において

法第六十八条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

この場合において、第十四条の二第二号中「法第六十八条の二第一項」とあるのは「法第一百一条第七項において準用する法第六十八条の二第一項」と、「法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第一百一条第七項において準用する法第六十四条の二第五項」と読み替える

(新設)

(新設)

ものとする。

(再承継金融機関等に対する組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策の規定の準用)

第二十四条の五 第十四条の三の規定は、法第百一条第七項において法第六十八条の三第四項の規定を準用する場合について準用する。  
この場合において、第十四条の三第二号中「法第六十八条の三第一項」とあるのは「法第百一条第七項において準用する法第六十八条の三第一項」と、「法第六十四条の二第五項」とあるのは「法第百一条第七項において準用する法第六十四条の二第五項」と読み替えるものとする。

(経営の健全化のための計画)

第二十五条 法第百五条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

- 一 (略)
- 二 責任ある経営体制(銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の経営体制を含む。)の確立のための方策
- 三 配当等により利益(銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の利益を含む。)が流出しないための方策

四 機構が法第百五条第四項の決定に基づいて取得する株式等(当

(新設)

(経営の健全化のための計画)

第二十五条 法第百五条第二項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

- 一 (略)
- 二 責任ある経営体制の確立のための方策
- 三 配当等により利益が流出しないための方策

四 株式等の引受け等(法第二条第九項に規定する株式等の引受け

該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。第二十五条の六において同じ。）及び機構が当該決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源（銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の財源）を確保するための方策

五 財務内容（銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした場合にあつては、当該銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（優先出資の発行による登記の特例）

第二十五条の二 法第七十七条の四第二項の規定により金融機関が法第百五条第四項の規定による決定に従つた優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法

等をいう。）に係る株式等及び借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

五 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（新設）

律施行令（平成五年政令第三百九十八号）第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百五条第四項の規定による決定に従った優先出資の発行であることを証する書面」とする。

（第一号措置に係る取得株式等）

第二十五条の三 法第百八条第二項（法第百八条の二第四項（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する政令で定める株式等は、次に掲げる株式等とする。

一 機構が第一号措置（法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置をいう。以下この条において同じ。）により取得した株式等当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）

二 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又

（新設）

は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社となつた会社から機構が割当てを受けた株式（当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）

三 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社の分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の営業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（当該株式等が株式である場合にあつては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）

四 前二号及びこの号の規定により取得株式等（法第百八条第二項に規定する取得株式等をいう。以下同じ。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社の分割により当該法人の営業の全部若しくは一部を承継する他の

法人から機構が割当てを受けた株式等（当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）

（法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十五条の四 法第百八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画（法第百五条第三項に規定する経営健全化計画をいう。以下同じ。）を連名で提出する法第百八条の二第三項に規定する完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

- 一 責任ある経営体制の確立のための方策
- 二 配当等により利益が流出しないための方策
- 三 機構が法第百八条の二第一項の認可を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう。）により割当てを受けた取得株式等である株式（当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。第二十五条の七及び第二十五条の九にお

（新設）

いて同じ。)につき利益をもつてする消却に対応することができる  
財源を確保するための方策

四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため  
の方策

(対象金融機関の組織再編成の認可の要件)

第二十五条の五 法第百八条の三第二項第五号に規定する政令で定め  
る要件は、銀行等である対象金融機関(同条第一項に規定する対象  
金融機関をいう。)(が行う組織再編成(同項に規定する組織再編成を  
いう。以下同じ。))により機構が取得株式等となる株式の割当てを受  
ける場合において、当該株式の種類が当該組織再編成の前において  
機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認めら  
れることとする。

(承継金融機関が提出する経営健全化計画)

第二十五条の六 法第百八条の三第三項に規定する政令で定める方策  
は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制の確立のための方策

三 配当等により利益が流出しないための方策

四 機構が法第百八条の三第一項の認可を受けた組織再編成により  
割当てを受けた取得株式等である株式等及び機構が当該認可を受  
けた組織再編成の後において保有する取得貸付債権(法第百八条

(新設)

(新設)

第二項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融機関を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

五 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（承継子会社が提出する経営健全化計画）

第二十五条の七 法第百八条の三第四項において準用する同条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 責任ある経営体制（経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立のための方策

三 配当等により利益（経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等の利益を含む。）が流出しないための方策

四 経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等における、機構が法第百八条の三第四項において準用する同条第一項の認可を受けた組織再編成の後において保有する取得株式等である株式（当該銀行持株会社等を発行者とするものに限る。）につき利益をもつてする消却に対応することができる財源を確保するための方策

五 財務内容（経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営健全化計画を連名で提

（新設）

出する銀行持株会社等の業務を含む。)の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(対象金融機関以外の発行金融機関等の組織再編成の認可の要件)

第二十五条の八 法第百八条の三第六項第四号に規定する政令で定める要件は、組織再編成により機構が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該組織再編成の前において機構が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められることとする。

(法第百八条の三第七項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十五条の九 法第百八条の三第七項に規定する政令で定める方策は、同項に規定する他の銀行持株会社等における次に掲げる方策とする。

- 一 責任ある経営体制の確立のための方策
- 二 配当等により利益が流出しないための方策
- 三 機構が法第百八条の三第五項の認可を受けた組織再編成により割当てを受けた取得株式等である株式につき利益をもつてする消却に対応することができる財源を確保するための方策
- 四 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(法第百八条の三第八項において準用する法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画の規定の準用)

(新設)

(新設)

第二十五条の十 第二十五条の四の規定は、法第百八条の三第八項において法第百八条の二第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十五条の四第三号中「法第百八条の二第一項」とあるのは、「法第百八条の三第八項において準用する法第百八条の二第一項」と読み替えるものとする。

(負担金の決定に係る報告事項)

第二十七条 法第百二十三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 取得株式等又は法第百八条第二項に規定する取得貸付債権から生じた果実に相当する金額
- 三 (略)

(信託業務の承継における受託者更送手続の特例に関する読替え)

第三十三条 法第百三十二条第七項の規定による請求について、同条第九項において商法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十五条ノ三	種類及数 会社	内容 新受託者

(新設)

(負担金の決定に係る報告事項)

第二十七条 法第百二十三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 法第百五条第四項に規定する取得株式等又は同条第五項に規定する取得貸付債権から生じた果実に相当する金額
- 三 (略)

(信託業務の承継における受託者更送手続の特例に関する読替え)

第三十三条 法第百三十二条第七項の規定による請求について、同条第九項において商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十五条ノ三	種類及数 会社	内容 新受託者

第二百四十五条ノ四	株券	受益証券アルトキハ 当該受益証券
会社	新受託者	

2 (略)

(削る)

(都道府県知事への通知)  
第三十七条 金融庁長官及び厚生労働大臣(第四号にあつては、内閣総理大臣)は、労働金庫(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。)について次に掲げる報告、申出又は資料若しくは計画の提出を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならぬ。

第二百四十五条ノ四	株券	受益証券アルトキハ 当該受益証券
会社	新受託者	

2 (略)

(法第百五条第四項に規定する取得株式等)

第三十六条の二 法第百五条第四項に規定する取得株式等には、機構が法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置により取得した株式等である株式を発行した金融機関が株式交換又は株式移転(当該金融機関が完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。)となるものに限る。)を行つた場合における当該株式交換又は株式移転により完全親会社(同項に規定する完全親会社をいう。)となつた金融機関又は銀行持株会社等から機構が割当てを受けた株式を含むものとする。

(都道府県知事への通知)

第三十七条 金融庁長官及び厚生労働大臣(第四号にあつては、内閣総理大臣)は、労働金庫(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。)について次に掲げる報告、申出又は資料若しくは計画の提出を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならぬ。

一～四 (略)

五 法第百五条第三項の規定による計画の提出

六 法第百八条の三第三項の規定による計画の提出

七 (略)

2 金融庁長官(第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。)は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならぬ。

一～四 (略)

五 法第百五条第四項の規定による決定

六 法第百八条の三第一項の規定による認可

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十八条 法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第百二条第一項及び第百四条第八項(法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認定

三 法第百二条第一項、第百四条第二項、第四項及び第五項、第百五条第七項並びに第百六条第四項の規定による法第百二条第一項の認定の取消し

四 法第百二条第二項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七

一～四 (略)

五 法第百五条第二項の規定による計画の提出

(新設)

六 (略)

2 金融庁長官(第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。)は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならぬ。

一～四 (略)

五 法第百五条第三項の規定による決定

(新設)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十八条 法第百三十九条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第百二条第一項及び第百四条第八項(法第百五条第九項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認定

三 法第百二条第一項、第百四条第二項、第四項及び第五項、第百五条第八項並びに第百六条第四項の規定による法第百二条第一項の認定の取消し

四 法第百二条第二項(法第百三条第二項、第百四条第三項、第七

項及び第九項（法第百五条第八項において準用する場合を含む。）並びに第百五条第八項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

五（略）

六 法第百二条第五項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公告

七 法第百二条第六項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第八項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国会への報告

八（略）

九 法第百四条第六項（法第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

項及び第九項（法第百五条第九項において準用する場合を含む。）並びに第百五条第九項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

五（略）

六 法第百二条第五項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第九項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第九項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び公告

七 法第百二条第六項（法第百三条第二項、第百四条第三項、第七項及び第九項（法第百五条第九項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）、第百五条第九項並びに第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による国会への報告

八（略）

九 法第百四条第六項（法第百五条第九項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取